

養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項について

関東信越厚生局では、あん摩マッサージ指圧師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士養成施設等に対して、養成課程の質が確保されるよう指導調査を行っています。

1. 指導調査の目的

- 管内の指定等を受けた養成施設等について、指定基準等の遵守状況及び運営状況を实地に確認し、課題の把握並びに課題解決に向けた指導・助言や情報提供等を行うことにより、養成施設等の適正な運営に資することを目的として、毎年度、任意に養成施設等を抽出し指導調査を実施しています。

2. 本情報の活用方法

- 平成27年度以降に実施した指導調査の結果から、散見される指導事項を別添のとおり取りまとめました。
- これらの指導事項については、各養成施設等においても起こり得る事項です。参考にしていただき、適正な管理・運営をお願いします。

3. 定期的な自己点検のお願い

- 養成施設等の適正な管理・運営に資するために、定期的な自己点検をお願いします。
- 当局において、根拠法令等を明記した自己点検表を作成しておりますので、ご活用下さい。

<養成施設等への自己点検表の提供について>

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html

今後もより良い養成施設等の運営にご協力下さいますようお願いいたします。

★ 教員に関する事項

- ◆ 臨床栄養学と公衆栄養学を一人の専任教員が兼務していたので、それぞれ一人以上の専任教員を配置するようお願いします。
(指定規則第2条第1項第3号) 【管理栄養士】
- ◆ 栄養教育論と公衆栄養学を一人の専任教員が兼務していたので、それぞれ一人以上の専任教員を配置するとともに、それぞれ一人以上は管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者を配置するようお願いします。
(指定規則第2条第1項第3号及び第6号) 【管理栄養士】
- ◆ 臨床栄養学を担当する専任の教員については、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者に該当する教員を配置するようお願いします。
(指定規則第2条第1項第6号) 【管理栄養士】
- ◆ 専任の助手の人数が規定の人数を満たしていないため、規定の人数以上、配置するようお願いします。
(指定規則第2条第1項第4号) 【管理栄養士】
- ◆ 教員の採用について、資格基準を証明する書類（履歴書、研究業績書、資格証の写し等）を徴していない教員が複数見受けられたため、資格基準を証明する書類を確認した上で適切に採用を行うようお願いします。
(栄養士法施行規則第9条第6項) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 1週間当たりの授業時間数が18時間を超過している教員が確認されたため、超過している教員の専門分野の確認や担当科目の見直しを行うようお願いします。
(指導要領第6の12) 【管理栄養士・栄養士】
- ◆ 教員の出勤状況について、記録の不備が見受けられたため、教員の出勤状況は確実に記録するようお願いします。
(指導要領第6の13) 【管理栄養士・栄養士】
(指導要領第6の10) 【あん摩マッサージ指圧師】
- ◆ 領域「介護」を担当する専任教員の一部が、介護教員講習会を未受講であったため、速やかに受講させるようお願いします。
(指定規則第5条第8号) 【介護福祉士】
- ◆ 専任教員のうち、領域「人間と社会」の科目編成主任が未配置であったため、適切な教員を配置するようお願いします。
(指定規則第5条第7号) 【介護福祉士】

★ 教員に関する事項

- ◆ 教授する担当科目のない教員が専任教員として配置されているため、教員体制の見直しを検討するようお願いします。
(指定規則第5条第4号) 【介護福祉士】
- ◆ 教員介護実習等の受講状況が低調な必置教員について、学校として支援体制の充実を図るなど、特段の配慮をお願いします。
(指定規則第8条第4号、第5号) 【福祉系高等学校】

★ 授業に関する事項

- ◆ 学則に規定する授業時間数に対し、授業実施時間数の不足が確認されたため、補講により学則に規定する授業実施時間数を確実に満たすようお願いします。
(指導要領第8の1) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 担当教員が不在の授業で、課題のみ実施したのも履修時間に含めていたため、補講を計画し、生徒に説明を行ったうえで必要な授業を実施するようお願いします。
(指導要領第8の1) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 実験・実習の時間数を1単位30時間としているため、1単位45時間とするよう検討をお願いします。
(指導要領第8の3) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 栄養士の免許申請の際提出する履修証明書の科目の名称について、栄養士法施行規則の教育内容に対応したものと明示されていないため、養成施設で用いている科目の名称が同施行規則の教育内容に対応したものと明示するようお願いします。
(指導要領第8の4) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 授業が基礎的なものから専門的なものに順次移行して実施されていなかったため、学生が系統的に学べるように順序を見直すようお願いします。
(指導要領第8の5) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 専門基礎分野の科目において、他学科との合併授業は望ましくないため、開講方法を見直すようお願いします。
(指導要領第8の6) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 介護実習において、1つの実習施設で同時に実習を行う学生数は、実習指導者1人につき5人以下に改めるようお願いします。
(指定規則第5条第15号) 【介護福祉士】

★ 学生又は生徒に関する事項

- ◆ 定員超過が見受けられるため、定員遵守に努めると共に、在校生に不利益が生じないように配慮するようお願いします。
(指導要領第7の1) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 学生の出席簿の記録に不備が見受けられたので、今後は学生の出席簿の記録を確実に保存するようお願いします。
(指導要領第7の9) 【管理栄養士、栄養士】
(指導要領第7の6) 【あん摩マッサージ指圧師】
(運営指針第6の3) 【社会福祉士、介護福祉士】

★ 施設等に関する事項

- ◆ 給食実習室について、備えるべき機械・器具である「給食計画及び実務のためのコンピュータ」が備えられていなかったため、当該実習室に常備するようお願いします。
(栄養士法施行規則第9条第1項第16号) 【管理栄養士、栄養士】
- ◆ 栄養教育実習室と臨床栄養実習室について、それぞれの分野の授業を行うのに適切な状態ではなく、実習室として機能していないため、授業運営に支障がないよう、かつ教育効果が上がるように整備するようお願いします。
(指定規則第2条第1項第7号及び第9号) 【管理栄養士】
- ◆ 給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区分されていないため、作業区域を明確に区分するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた実習室となるように整備するようお願いします。
(指定規則第2条第1項第9号(別表第2)) 【管理栄養士】
- ◆ 臨床栄養実習室について、備えるべき機械・器具である「健康増進関連機器」「エネルギー消費の測定機器」「標本」が備えられていなかったため、当該実習室に常備するようお願いします。
(指定規則第2条第1項第9号(別表第2)) 【管理栄養士】
- ◆ 普通教室や実習室など校舎の各室の変更・追加(面積の変更を含む)は、事前の承認が必要な事項であるため、変更を行う日の6ヶ月前までに必ず変更承認申請書を提出するようお願いします。
(社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項) 【社会福祉士、介護福祉士等福祉関係養成施設】

★ その他

- ◆ 専任教員や実習施設の変更など、「変更届」は事由が生じた後、1ヶ月以内に行うことになっていますので、遅れずに届出するようお願いします。
（社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項）【社会福祉士、介護福祉士等福祉関係養成施設】
- ◆ 学校日誌、往復文書処理簿など、備えるべき書類については、備え、保存するようお願いします。
（指導要領第15の1）【管理栄養士、栄養士】